

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	被保険者番号等の告知要求制限等
規制の区分	新設
担当部局	老健局
評価実施時期	令和5年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>今般、市町村による介護情報等の収集・提供等を行う事業を創設するに当たり、被保険者番号等が、医療介護間での顕名介護情報の提供場面において用いられることとなることから、厚生労働大臣等及び厚生労働大臣等以外の者に対し、下記の規制を設ける。規制の新設を行わない場合、被保険者番号等を利用したデータ突合により被保護者のプライバシーが侵害されるおそれがある。</p> <p>(1) 厚生労働大臣等について、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、被保険者番号等の告知の求めの禁止 ※第201条の2第1項関係</p> <p>(2) 厚生労働大臣等以外の者について、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、被保険者番号等の告知の求めの禁止 ※第201条の2第2項関係</p> <p>(3) (1)又は(2)以外の場合での、契約の締結等による被保険者番号等の告知要求の禁止 ※第201条の2第3項関係</p> <p>(4) (1)又は(2)以外の場合での、被保険者番号等が記録されたデータベースの構成の禁止 ※第201条の2第4項関係</p> <p>(5) (3)及び(4)に違反した者に対する厚生労働大臣の勧告 ※第201条の2第5項関係</p> <p>(6) (5)の勧告に従わない者に対する厚生労働大臣の命令 ※第201条の2第6項関係</p>
直接的な費用の把握	遵守費用や行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	規制の新設により、被保険者番号等を利用したデータ突合による被保護者のプライバシー侵害の発生を防止するほか、介護情報等の収集・提供等を行う事業を創設することにより、介護情報等を電子的に利活用することで、介護サービスの質を向上させ自立支援・重度化防止等を支援するといった効果が期待できる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	被保険者番号等は従前、介護保険の実施のために市町村・介護サービス事業者等が使用しているものであり、規制の新設により事業者等に影響を与えるものではない。
費用と効果(便益)の把握	被保険者番号等は従前、介護保険の実施のために市町村・介護サービス事業者等が使用しているものであり、規制の新設により事業者等に影響を与えるものではない。

代替案との比較	要件を努力義務とする対応が考えられる。 この場合、要件の実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。